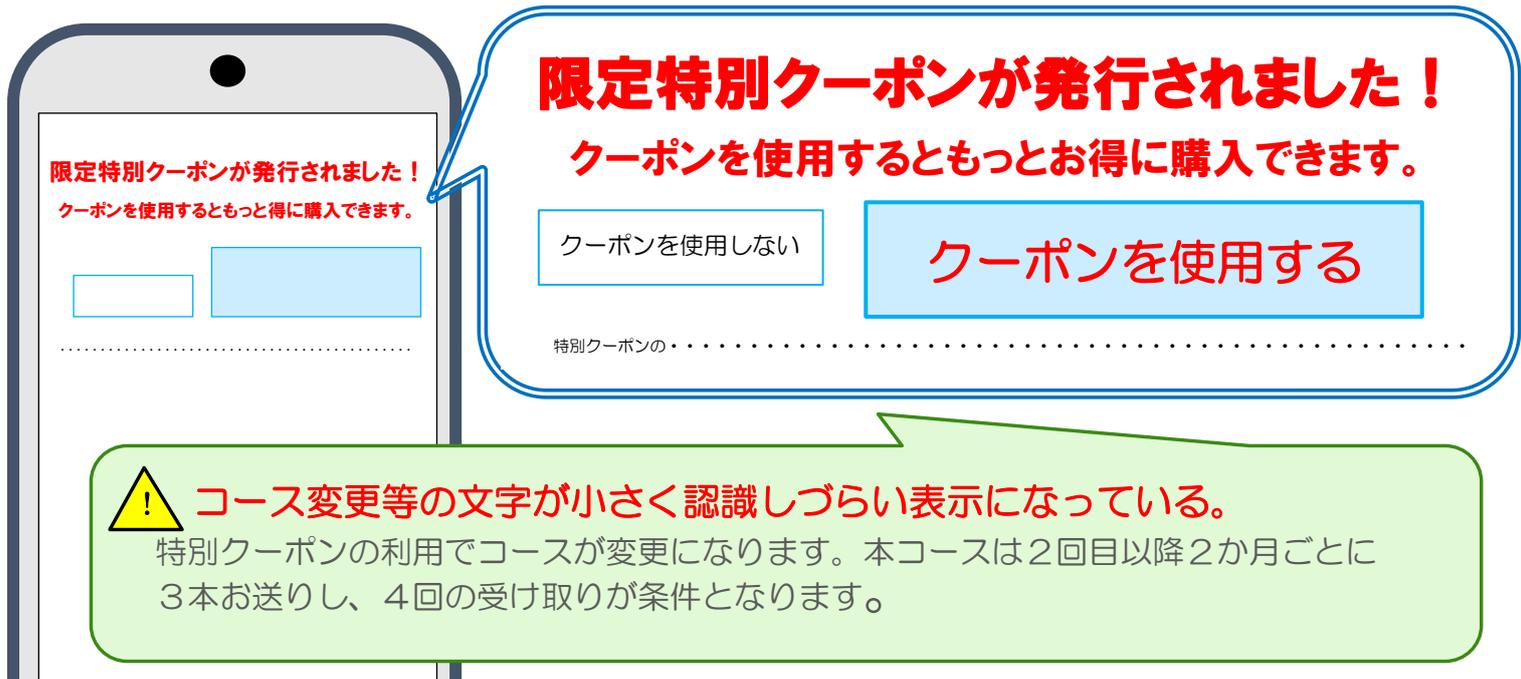


気をつけて！「お得な特別クーポン」の落とし穴…

【事例】

SNSで「定期縛りなし」「お試し980円」と表示された美容液を申し込んだ。「もっとお得に購入する」クーポンが発行されたのでクーポンを使用すると、いつの間にか4回受け取りが条件の定期購入契約になってしまった。解約したい。



- ◆上記のように、「もっとお得に購入する」や「特別クーポンを使用する」を選択したことで、広告には「1回限り」や「回数縛りなし」と記載されていても、**複数回の購入が条件の定期購入になってしまうことがあります。最終確認画面で契約内容、支払総額、解約・返品条件を必ず確認しましょう。**
- ◆広告やクーポンの画面、最終確認画面などはスクリーンショットを撮って保存しておきましょう。
- ◆**通信販売はクーリング・オフができません。**
- ◆「頼んでいないから」と勝手に品物を返品せず、トラブルが生じた場合は、すぐに消費生活センター等に相談しましょう。



県消費生活センターキャラクター
ケロちゃん

おかしいな、困ったなと思ったら、

相談先：消費者ホットライン **188（いやや！）**（局番無し3ケタ）

最寄りの消費生活相談窓口をご案内します。1人で悩まず相談しましょう！